

同様の特性を持った企業による競争促進

地方公共団体の契約締結方法は、前記のとおり地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りの4つの方法が認められています。

このうち、一般競争入札は、不特定多数の者の参加を求め、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式であって、国・地方問わず従前からこの方式が契約締結の際の基本原則とされています。

一般競争入札は、広く門戸を開放し、多数の者を競争に参加させることにより、公正な競争を維持するとともに経済的に有利な者を選択できるという利点はあるが、不信用、不誠実な者等の契約の相手として適当でない者が一般競争入札に参加した場合には、契約の適正な履行の確保が得られないおそれがあります。

このため、地方公共団体の入札契約手続を規定する地方自治法においては、競争入札に参加しようとする者に対して、必要な資格等を定めることができるとされています。